

令和元年6月18日

審査請求人

有限会社ムラキ

代表者 取締役 村木 智義 様

上記代理人 熊本 一規 様

総括審理員 原 弘樹

審理員 長谷川 知子

再弁明書の送付について

審査請求人が提起した改善措置命令の取消しを求める審査請求（30総総法査第1048号）に対し、処分庁である東京都知事から再弁明書が提出されたので、その副本を送付します。

この再弁明書に対しては、再反論書を提出することができます。再反論書は、下記提出先に、令和元年7月23日までに、2通提出してください。

（提出先）

〒163-8001

新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都総務局総務部法務課



副本



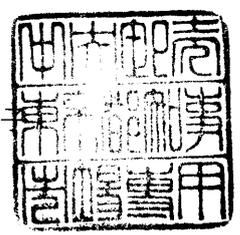
再 弁 明 書

31中洲水農第195号  
令和元年6月7日

統括審理員 原 弘樹 殿  
審理員 長谷川 知子 殿

処 分 庁

東京都知事 小池 百合子



審査請求人有限会社ムラキ（以下「請求人」という。）の平成31年4月24日付の反論書（以下「反論書」という。）に対し、必要な範囲で、以下の通り反論する。略語等は、処分庁弁明書における従前の例による。

第1 「買い物ツアーの経緯」との主張について

請求人は、買い物ツアーについて独自の分類をし、その呼称について都も承知しているなどと主張するものようであるが（反論書1～2頁）、分類については請求人独自のものに過ぎず、都として関知するものでもないし、その呼称について都が承知しているなどという事実もない。

第2 「築地市場が適正な手続きを経て閉場したとは到底考え難い」との主張について

請求人は、築地市場が適正な手続きを経て閉場したとは到底考え難いなどと述べているが、そもそも市場条例に基づく使用権が消失したことは請求人も認めているほか（市場条例に基づく使用権の消失は、築地市場が適正に閉場したことが前提となる）、その根拠として挙げる理由も、下記に述べるとおり、いずれも請求人の独自の見解に基づくものであり、失当である。

1 中央卸売市場の開設及び廃止について農林水産大臣の認可が必要なはずとの主張について

ア 請求人は、卸売市場法では中央卸売市場を開設するとき及び廃止するときには、開設者は同法第8条及び第14条に基づく農林水産大臣の認可が必要なはずであると述べ、本件では当該認可がなされていないため、適正な手続きを経ていない旨を主張するようである（反論書3頁～4頁）。

イ 既に平成31年3月5日付弁明書（以下「弁明書」という。）2頁で述べたとおり、都は、平成28年3月31日、都が開設している東京都中央卸売市場から、築地市場を廃止し、豊洲市場を新設する旨の市場条例の改正を行い、平成30年8月1日には、卸売市場法第11条第1項の規定に基づき、農林水産大臣に対し、東京都中央卸売市

場の業務規程の変更等について認可を申請し、同年9月10日に農林水産大臣の認可を受けている。

市場条例の改正は、東京都規則で定める日から施行されることとされており、都は、この認可を受け、同月11日、上記市場条例の改正の施行日を同年10月11日と定める規則を公布した。

ウ 中央卸売市場の位置については、卸売市場法第9条第2項の規定により、業務規程である条例において定めることとされているところ、築地市場の豊洲市場への移転は、卸売市場法上は、開設者である都が中央卸売市場の位置を変更するものであることから、卸売市場法第11条第1項の規定に基づき、都の業務規程である市場条例の変更について、農林水産大臣の認可が必要となる。

しかしながら、中央卸売市場そのものを廃止する（都が開設者でなくなる）ものではなく、新たに中央卸売市場を開設する（地方公共団体が、開設区域に（位置の変更ではなく）、新たな中央卸売市場を開設する）ものでもないため、卸売市場法第8条及び第14条に基づく認可は必要とされない。

## 2 地方卸売市場の場合その開設及び廃止について知事の許可が必要との主張について

ア 請求人は、地方卸売市場の場合、その開設及び廃止について知事の許可が必要であるが、その知事の許可は「市場ごとに」行われることになっていることから、中央卸売市場についても、その開設及び廃止は「市場ごとに」農林水産大臣の認可を得て行われるのが当然であると主張する（反論書3頁～4頁）。

イ しかしながら、旧築地市場も豊洲市場も、地方卸売市場ではなく、中央卸売市場であり、その移転（卸売市場法上は「位置の変更」）に関する本件とは、事案が全く異なることは明らかである。

また、地方卸売市場法の開設の許可に関する卸売市場法第55条の規定は、明文で「市場ごとに」許可を受けなければならないことを規定する一方、中央卸売市場の開設及び廃止を規定する同法第8条及び14条には「市場ごとに」といった規定はない。このことから、築地市場の豊洲市場への移転については、卸売市場法上は、開設者である都が、中央卸売市場の位置を変更するものであることは明白である。

## 第3 請求人の仲卸業務との主張について

1 請求人は、仲卸業者として市場条例に反する行為を一切行っていないと主張し、その理由として、請求人は買い物ツアーの主体である営業権組合に対する物品の販売や同組合からの入金は一切行っていない旨を述べるようである（反論書4頁～5頁）。

2 しかしながら、本件処分は、豊洲市場で仲卸業務の許可を受けている請求人が、仲卸業務としての販売行為に見える請求人代表者である村木氏の旧築地市場での行為を中止させないことは不適切であるとして、速やかに当該行為（請求人代表者の買い物ツアーへの参画）を中止させるよう、請求人に対し改善措置命令を行ったものであって、買い物ツアーの販売主体や、請求人から営業権組合に販売行為があった否かは、本件処分と何ら関係がなく、請求人の主張は前提を欠くものと言わざるを得ない。

#### 第4 「見える」ことが行政処分の根拠になるはずはないとの主張について

- 1 請求人は、都が行った本件処分において、請求人代表者である村木氏が、買い物ツアーへ参画することは、あたかも請求人が仲卸業務として販売しているように見える、あるいはそのように見える紛らわしい行為であるとしていることについて、「見えることが根拠になるはずはない」などとして、以下の理由を挙げるようである（反論書5頁～6頁）。
  - ① 不利益処分を課すには客観的な証拠が必要
  - ② 買い物ツアーが営業権組合を販売主体として行われたことは平成30年12月12日付報告書にも明示されていた
  - ③ 営業権組合が築地市場の廃止に反対して営業活動を行っているとは判断するだけで、請求人が仲卸業務を行ったとは判断しない。
- 2 しかしながら、既に弁明書3頁～4頁で述べたとおり、請求人代表者である村木氏は、築地市場は存続しており、営業可能であるとの認識の下、平成30年10月18日以降、本件処分が行われる前までの同年12月15日に至るまで、継続的に買い物ツアーに参画していた。そして、買い物ツアーでは、都が旧築地市場敷地外周に設置した工事用仮囲いに「築地市場営業中」等の看板を無断で掲示し、「築地市場は存続している」「現にこうして営業している」などの言動を繰り返しながら、水産物等を路上等に陳列して販売しており、請求人代表者は、主にそうした言動を繰り返す客引き役として、また、自家用車で商品の運搬も担うなど、その中心的な役割を果たしていた。
- 3 請求人は豊洲市場水産物部における仲卸業者として都の業務許可を受けている者であるため、市場条例第74条の規定により、許可を受けた市場（豊洲市場）以外の開設区域内の他の場所において、知事の承認を受けずに、その許可に係る取扱品目の部類に属する物品の販売を行うことはできないこととなっている。
- 4 請求人は、平成30年12月12日に、旧築地市場での当該行為は個人及びその他としての活動であり、豊洲市場で購入した商品を営業権組合に売却し、営業権組合及び組合員が販売しているものであるとの旨の報告書を提出した。しかし、旧築地市場正門前での販売行為が、仮に仲卸業務でなかったとしても、仲卸業者である請求人代表者が、閉場した築地市場正門前等で「築地市場は存続している」「現にこうして営業している」といった事実と反する主張をしながら水産物等の販売を行っている買い物ツアーに参画することは、あたかも請求人が仲卸業務として販売しているように見える紛らわしい行為である。
- 5 本件処分は、こうした事実関係を基に、豊洲市場で仲卸業務の許可を受けている請求人が、仲卸業務としての販売行為に見える請求人代表者である村木氏の旧築地市場での行為を中止させないことは不適切であるとして、請求人の責任において、速やかに当該行為（請求人代表者の買い物ツアーへの参画）を中止させる旨の処分を行ったものであり、請求人の主張には理由がない。

## 第5 営業権（のれん）に関する主張について

### 1 のれんに基づく使用権は消失していないとの主張について

- ア 請求人の主張は必ずしも判然としないが、卸売市場には仲卸業者等の営業権（のれん）があり、請求人はその「のれん」を有しているので、旧築地市場における請求人の使用権は消失していないと主張するものようである（反論書2頁、6頁）。
- イ しかしながら、営業権（のれん）とは、「当該企業の長年にわたる伝統と社会的信用、立地条件、特殊の製造技術及び特殊の取引関係の存在並びにそれらの独占性等を総合した、他の企業を上回る企業収益を稼得することができる無形の財産的価値を有する事実関係」であり（最高裁判所 昭和51年7月31日）、「法的権利としては認められていないが経済的価値のある事実関係」を指すものであるところ（江頭憲治郎「株式会社法（第6版）有斐閣」644頁）、請求人が、そのような「のれん」（超過収益力）を有しているという具体的な根拠は何ら示されていない。
- ウ また、仮に請求人が旧築地市場の仲卸業務について、上記のような事実関係を有していたことがあったとしても、旧築地市場は、適正な手続きを経て既に閉場し、請求人の使用指定も失効しているのもあって、当該事実関係の存在のみをもって旧築地市場における請求人の使用権が基礎づけられるなどあり得ないことである。

### 2 築地署や都がのれんに基づく営業を認めているとの主張について

#### (1) 築地署に関する主張について

- ア 請求人は、被害届に関する築地署からの電話やパトカーが来なかったことを根拠に、築地署も買い物ツアーが「のれん」という法的根拠を持つ営業であることを認めている、などと主張している（反論書6頁）。
- イ 築地署の対応について、処分庁は知り得る立場にないが、そのような事実が仮にあったとしても、当該事実をもって、なぜ買い物ツアーが「のれん」という法的根拠を持つ営業であると築地署が認めているなどと結論づけることができるのか全く不明であると言わざるを得ない。

#### (2) 都がのれんに基づく営業を認めているとの主張について

- ア 請求人は、平成30年10月11日、12日、15日、16日に、都が旧築地市場への入場を拒まなかったことや、「買い物ツアーVer.2」（請求人によると本年2月5日以降を指すもの）において、都の了解の下に買い物ツアーを実施しているなどとし、都が買い物ツアーが「のれん」という法的根拠を持つ営業であることを認めている、などと主張している（反論書6頁）。
- イ しかしながら、平成30年10月11日から同月17日までは、旧築地市場において事業者が後片付け等残務処理を行う引越調整期間が設定されていたため、事業者等の入場が認められていたに過ぎず、また、都の了解の下に買い物ツアーが実施されているなどという事実もない。
- ウ したがって、請求人の主張には理由がない。

## 第6 買い物ツアーに条例第102条第4項を適用することは失当であるとの主張について

- 1 請求人は、買い物ツアーの仕組みなどについて縷々説明したうえで、①買い物ツアーの販売主体は営業権組合である、②買い物ツアーが「仲卸しの業務の適正かつ健全な運営を阻害する恐れ」は皆無である、③買い物ツアーの販売量はきわめてわずかである、などを理由に買い物ツアーに条例第102条第4項を適用することは失当であるなどと主張する（反論書6頁～8頁）。
- 2 しかしながら、既に弁明書でも述べたとおり、本件処分は、豊洲市場で仲卸業務の許可を受けている請求人が、仲卸業務としての販売行為に見える請求人代表者である村木氏の旧築地市場での行為を中止させないことは不適切であるとして、速やかに当該行為（請求人代表者の買い物ツアーへの参画）を中止させるよう、請求人に対し本件処分を行ったものであって、請求人の主張はいずれも理由がない。
- 3 なお、請求人の主張によれば、卸売市場には、卸売業者、仲卸業者、関連事業者（以下「仲卸業者等」という）の営業権が存在し、買い物ツアーの法的根拠は、この仲卸業者等が有する営業権のうちの「のれん」である、とのことである（反論書6頁）。

この請求人の主張によれば、買い物ツアーの前提として、仲卸業者等としての活動実績が存在しているはずであり、旧築地市場正門前等において、「築地市場営業中」等の看板を無断で掲示し、「築地市場は存続している」「現にこうして営業している」などの言動を繰り返しながら、水産物等を路上等に陳列して販売する買い物ツアーに、仲卸業者である請求人代表者が参画することは、あたかも請求人が仲卸業務として販売しているように見える紛らわしい行為であることを裏付けるものである。

## 第7 手続き上の重大な瑕疵との主張について

### 1 公開質問状などに回答がないとの主張について

- ア 請求人は、平成30年6月21日に営業権組合が提出した公開質問状や、同年11月5日に東京地方裁判所において提出した公開質問状や意見書（土地の明渡しを求める仮処分の申立てに係る審尋で提出されたもの）に対する回答が一切なく、東京都代理人も不誠実な対応をするのみであった旨を主張する。
- イ しかしながら、平成30年6月21日の公開質問状に対しては、同年9月21日、都の見解を口頭で営業権組合に直接説明しているほか、仮処分申立事件の審尋では、東京都の代理人は、仮処分の審理に関係のない事柄について回答する必要がない旨述べたものである。
- ウ そもそも、本件処分は、平成30年10月から開始された買い物ツアーに関し、豊洲市場で仲卸業務の許可を受けている請求人が、仲卸業務としての販売行為に見える請求人代表者である村木氏の旧築地市場での行為を中止させないことは不適切であるとして、速やかに当該行為を中止させるよう求めたものである。買い物ツアーが始まる4か月も前の公開質問状に対する回答や、都が、請求人が不法に占有していた土地に対する明渡しを求めた仮処分の審尋手続きのやり取りは、本件処分とは全く別の事項であり、そのことが本件処分の手続きの瑕疵にならないことは明らかである。

## 2 物々交換した後に販売している、報告書を無視したとの主張について

- ア 請求人は、①都が平成30年10月25日に手交した「無承認の場外における販売行為の禁止について」について、代理人が当時の築地市場場長（既に閉場しているため正しくは「豊洲市場場長」）電話して、「仲卸業者の間に物々交換したのちに販売している」と述べたが、反論はなく、処分庁から同趣旨の主張が繰り返されることはなくなったとか、②請求人が提出した平成30年12月12日付報告書を一顧だにせず、都が本件処分を行ったなどと主張する（反論書9頁）。
- イ しかしながら、請求人の「物々交換」の主張が判然としないのは措いておくとしても、弁明書4～5頁で述べたとおり、請求人代表者が買い物ツアーへの参画を継続したため、都は、平成30年12月7日、当該行為が仲卸業務としての販売行為か否かを確認するため、文書（「旧築地市場における販売行為にかかる資料の提出について」）を手交し、仲卸業務としての取引状況を示す資料の提出を求めており、これに対し、請求人が、旧築地市場での当該行為は個人及びその他としての活動であり、豊洲市場で購入した商品を営業権組合に売却し、営業権組合及び組合員が販売しているものであるとの旨の報告書を提出したものである。
- ウ 本件処分は、こうした請求人の報告書の内容等も踏まえ、豊洲市場で仲卸業務の許可を受けている請求人が、仲卸業務としての販売行為に見える請求人代表者である村木氏の旧築地市場での行為を中止させないことは不適切であるとして、速やかに当該行為（請求人代表者の買い物ツアーへの参画）を中止させるよう、請求人に対し、本件処分を行ったものであって、請求人の主張に理由がないことは明らかである。

## 3 弁明の機会がなかったとの主張について

- ア 請求人は、本件改善措置命令に関し、処分庁が弁明の機会を与えておらず、手続き上の重大な瑕疵があると主張している（反論書9頁）。
- イ しかしながら、行政手続法（及び東京都行政手続条例）に定める弁明の機会の付与とは、行政庁が、不利益処分をしようとする場合であって、当該処分が許認可等を取り消すなどの所定の要件に該当しないときに、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、執らなければならない意見陳述のための手続であるところ（行政手続法第13条第1項、東京都行政手続条例第13条第1項）、「不利益処分」とは、行政庁が、法令に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいうとされている（行政手続法第2条第4号、東京都行政手続条例第2条第4号）。
- ウ 本件は、豊洲市場で仲卸業務の許可を受けている請求人が、仲卸業務としての販売行為に見える請求人代表者である村木氏の旧築地市場での行為を中止させないことは不適切であるとして、速やかに当該行為（請求人代表者の買い物ツアーへの参画）を中止させるよう、市場における仲卸業務の適正かつ健全な運営を確保することを目的とした是正命令であり、請求人に対する「不利益処分」ではないため、弁明の機会の付与は不要である。

## 証拠書類の表示（30総総法査第1048号）

1. 平成30年（ヨ）第3177号不動産仮処分申立事件「主張書面」（平成30年11月1日付）
2. 証拠説明書(3)（平成30年11月1日付）
3. 「東京都中央卸売市場条例等の変更認可について（申請）」と題する書面（抜粋）（平成30年8月1日付）（疎甲35号証）
4. 平成19年11月27日受領答弁第240号（衆議院での政府答弁書）（疎甲第36-1号証）
5. 平成19年11月19日提出質問第240号（抜粋）（疎甲第36-2号証）



正本

平成30年(ヨ)第3177号 不動産仮処分申立事件

債権者 東京都

債務者 有限会社ムラキ

## 主 張 書 面

平成30年11月1日

東京地方裁判所民事第9部 御中

債権者指定代理人

松 下 博

同

榎 本 洋

同

石 澤 泰

同

岡 田 太一郎

同

黒 田 修



債権者は、本主張書面において、債務者の平成30年10月30日付け「営業権組合の見解」と題する書面（以下「債務者主張書面」という。）及び平成30年10月30日の審尋期日における主張に対し、反論する。

略語等は債権者の従前の例による。

### 第1 営業権の主張について

- 1 債務者は、「築地市場営業権組合の組合員は、すべて「築地」という「のれん」に基づく営業権を持つ。」などとして、本件仮処分の申立ては認められない旨主張する（債務者主張書面第1項）。

しかしながら、のれん（会計学上の営業権）とは、「得意先関係、営業上の秘訣（ノウ・ハウ等）など、法的権利としては認められていないが経済的価値のある事実関係」を指すものであるところ（江頭憲治郎「株式会社法〈第6版〉有斐閣」644頁）、仮に債務者の築地市場における仲卸業務について上記のような事実関係（他の同種企業に比べて超過収益力のある場合のその原因となる事実関係）が存在していたとの主張を前提としても、そのことが使用指定失効後の本件土地の占有権原を法的に基礎づけるなど本件被保全権利（土地明渡請求権）に関する抗弁事実となり得ないことは明らかである。

- 2 . また、債務者は、「築地市場の閉場・解体事業により、損失補償を全く支払わないまま、営業権を侵害しようとしており、これは明らかに憲法29条違反である。」などと主張した上で、その根拠として裁判例（東京地裁平成3年7月30日（乙2））を挙げている（債務者主張書面第2項）。

しかし、上記裁判例は、市中央卸売市場の移転に伴い新設の市場に移転することとなった卸売業者に対する入場交付金及び補償金名目での支出の適法性が争点となった住民訴訟の事案であり、旧市場の市場施設の明渡義務について判断したものではない（むしろ旧市場の明渡しは当然の前提とされている。）から、本件仮処分における被保全権利の存否とは何ら関係がなく、債務者の主張は失当である。

## 第2 「築地市場は閉場していない」との主張について

- 1 債務者は、「築地市場は閉場していない」と主張し、その根拠として以下の事由を挙げるようである（乙1・7～8頁参照）。

①築地市場の廃止には、卸売市場法14条に基づき農林水産大臣の「廃止の認可」が必要であるところ、本件では「廃止の認可」がなされていない。

②市場条例の改正（疎甲5。以下「改正条例」という。）は、卸売市場法14条に基づく「廃止の認可」を経していないものであって、改正条例は無効である。

③したがって、築地市場は廃止されていない。

しかしながら、債務者の上記主張は、市場条例が卸売市場法（昭和46年法律第35号。以下「市場法」という。）9条1項、同2項の業務規程としての性格と（市場条例（疎甲3）1条）、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「地自法」という。）上の公の施設に係る公物管理条例（地自法244条の2第1項。講学上の意味での公物管理法（広義）。塩野宏「行政法Ⅲ〔第4版〕」352頁参照）としての性格を併せ有することを看過したものであって理由がない。以下詳述する。

## 2 築地市場の閉場の経緯（申立書・第2. 3(2)ア）

- (1) 債権者は、平成28年3月31日、債権者が開設する東京都中央卸売市場（市場法2条3項）から、築地市場を廃止し（改正条例（疎甲5）における「第4条の表東京都中央卸売市場築地市場の項を削り」の文言が該当する。）、豊洲市場を新設する（改正条例における「次のように加える。『東京都中央卸売市場豊洲市場』『東京都江東区豊洲6丁目6番1号』」の文言が該当する。）旨の市場条例の改正を行った。市場条例の改正は、東京都規則で定める日から施行されることとされていた（疎甲5 附則）。
- (2) 債権者は、平成30年8月1日、市場法11条1項に基づき、農林水産大臣に対し、東京都中央卸売市場の業務規程（市場条例）の変更等について認可を申請し（疎甲35）、同年9月10日に農林水産大臣の認可を受けた（疎甲6）。
- (3) 債権者は、同月11日、市場条例の改正の施行日を同年10月11日と定める規則を公布した（疎甲7）。

## 3 市場移転の市場法上の位置付け

中央卸売市場の位置については、市場法9条2項により業務規程である条例において定めることとされているところ、築地市場の豊洲市場への移転は、市場法上は、開設者である債権者が中央卸売市場の位置を変更するものであるこ

とから、市場法11条1項の規定に基づき、債権者の業務規程である市場条例の変更について農林水産大臣の認可が必要となるが、中央卸売市場そのものを廃止する（債権者が開設者でなくなる）ものではないため、市場法14条1項の規定に基づく廃止の認可は必要とされない（疎甲36-1 衆議院での政府答弁書）。

#### 4 市場移転の地自法上の位置付け

築地市場の豊洲市場への移転は、公の施設の管理条例としての市場条例上、築地市場の廃止及び豊洲市場の新設として規定される（上記2(1)）。

したがって、上記2の経緯により、公の施設としての築地市場は平成30年10月10日をもって廃止された（講学上の「公用廃止」。原龍之助「公物營造物法（新版）」（有斐閣法律学全集）80頁以下参照）。

5 なお、地方公共団体の公の施設の設置・管理が主務大臣の許可、認可等に係らしめられ、その管理条例が国法上、業務規程・共用規程等と位置付けられる例としては、他に、空港法（昭和31年法律第80号）における地方管理空港（同法5条、12条。なお航空法38条、43条、44条参照）等がある。

6 以上のとおり、築地市場の豊洲市場への移転は、公の施設の管理条例としての市場条例で築地市場の廃止、豊洲市場の新設として規定されるものの、市場法上は債権者が開設する中央卸売市場の位置を変更するものに過ぎず、中央卸売市場そのものを廃止するものではないから、市場法11条1項に基づく認可によって改正条例は効力を有するものである。

よって、債務者の主張は理由がない。

以上

正本

債権者 東京都

債務者 有限会社ムラキ

証拠説明書(3)

平成30年11月1日

東京地方裁判所民事第9部 御中

債権者指定代理人 松下 博之   
同 榎本 洋一   
同 石澤 泰彦   
同 岡田 太一郎   
同 黒田 修平 

号証	標目	駄・写	作成年月日	作成者	立証趣旨
疎甲 35	「東京都中央卸売市場条例等の変更認可について(申請)」と題する書面(抜粋)	写し	平成30年8月1日	債権者	・卸売市場法11条1項に基づき、東京都中央卸売市場の業務規程(市場条例及び条例施行規則)の変更等について、債権者が農林水産大臣の認可(疎甲7)を受けたこ

					<p>とに係る申請書及び添付書類（一部）</p> <p>・なお、中央卸売市場の位置は市場条例、面積は市場条例施行規則で定めている。</p>
<p>疎甲 36-1</p>	<p>平成19年11月 27日受領答弁第 240号（衆議院 での政府答弁書）</p>	<p>写し</p>	<p>平成19年 11月27日</p>	<p>内閣総理大 臣 福田康 夫</p>	<p>旧築地市場の豊洲市場への移転のために、市場法14条1項の規定に基づく廃止認可が必要とされていないこと</p>
<p>疎甲 36-2</p>	<p>平成19年11月 19日提出質問第 240号（抜粋）</p>	<p>写し</p>	<p>平成19年 11月19日</p>	<p>笠井亮</p>	<p>上記答弁に係る質問内容</p>

30中管市第199号  
平成30年8月1日

農林水産大臣  
齋藤 健 殿

東京都知事  
小池 百合子



東京都中央卸売市場条例等の変更認可について（申請）

東京都中央卸売市場条例等について変更するため、卸売市場法第11条第1項の規定に基づき、これに必要な関係書類を添付して認可申請いたします。

記

1 申請理由

東京都中央卸売市場豊洲市場を開場するに当たり、業務規程（東京都中央卸売市場条例及び同施行規則）及び事業計画の変更を行うことから、卸売市場法第11条第1項の規定に基づき、申請するものです。

2 添付書類

- (1) 東京都中央卸売市場条例の一部改正に係る議決証明書
- (2) 東京都中央卸売市場条例施行規則の一部改正に係る決裁の写し
- (3) [REDACTED]
- (4) 東京都中央卸売市場条例（施行規則を含む）の全文
- (5) 東京都中央卸売市場条例（施行規則を含む）の公布文
- (6) 東京都中央卸売市場豊洲市場事業計画書
- (7) 卸売市場法第11条第2項に規定する意見聴取に関する書類
- (8) 土壌汚染に係る事案等の安全性の判断をするための資料

改正案

現行

目次 (現行のとおり)

目次 (略)

第一条 (現行のとおり)

第一条 (略)

(定義)

(定義)

第二条 (現行のとおり)

第二条 (略)

2から10まで (現行のとおり)

2から10まで (略)

11 この条例において「卸売価格」とは、販売価格に規則で定める率を乗じて得た額を加えた価格をいう。

11 この条例において「卸売価格」とは、販売価格にその百分の八に相当する額を加えた価格をいう。

第三条 (現行のとおり)

第三条 (略)

(市場の名称及び位置)

(市場の名称及び位置)

第四条 (現行のとおり)

第四条 (略)

名 称	位 置
東京都中央卸売市場豊島市場	(現行のとおり)
東京都中央卸売市場淀橋市場 から東京都中央卸売市場口西市 場まで	(現行のとおり)
東京都中央卸売市場大田市場	(現行のとおり)
[Redacted]	[Redacted]

名 称	位 置
[Redacted]	[Redacted]
東京都中央卸売市場豊島市場	(略)
東京都中央卸売市場淀橋市場 から東京都中央卸売市場口西市 場まで	(略)
東京都中央卸売市場大田市場	(略)

(取扱品目)

(取扱品目)

第五条 (現行のとおり)

第五条 (略)

2 (現行のとおり)

2 (略)

(削除)

東京都中央卸売市場築地市場(以下「築地市場」という。)  
水産物部  
青果部

東京都中央卸売市場豊島市場（以下「豊島市場」という。）

青果部

東京都中央卸売市場淀橋市場（以下「淀橋市場」という。）から

東京都中央卸売市場〇西市場（以下「〇西市場」という。）まで

（現行のとおり）

東京都中央卸売市場大田市場（以下「大田市場」という。）

水産物部

青果部

花き部

東京都中央卸売市場豊洲市場（以下「豊洲市場」という。）

水産物部

青果部

3 この条例の施行の際、現に東京都中央卸売市場業務規程（昭和二十三年東京都条例第四百七十七号、以下「旧条例」という。）において定められた前二項に掲げる取扱品目の部類と異なる取扱品目の部類により、卸売の業務を行っている卸売業者に係る取扱品目の部類は、規則で定める期間は、なお、旧条例において定められている次に掲げる取扱品目の部類とし、その取扱品目は、それぞれこの部類ごとに次に掲げる物品とする。

（前除）

大田市場

つけ物部

つけ物

豊洲市場

つけ物部

つけ物

鳥卵部

鳥肉及び鳥卵並びにこれらの加工品

4 （現行のとおり）

第六条から第八条まで （現行のとおり）

（卸売業者の数）

第九条 卸売業者の数の最高限度は、市場及び取扱品目の部類ごとに

東京都中央卸売市場豊島市場（以下「豊島市場」という。）

青果部

東京都中央卸売市場淀橋市場（以下「淀橋市場」という。）から

東京都中央卸売市場〇西市場（以下「〇西市場」という。）まで

（略）

東京都中央卸売市場大田市場（以下「大田市場」という。）

水産物部

青果部

花き部

3 この条例の施行の際、現に東京都中央卸売市場業務規程（昭和二十三年東京都条例第四百七十七号、以下「旧条例」という。）において定められた前二項に掲げる取扱品目の部類と異なる取扱品目の部類により、卸売の業務を行っている卸売業者に係る取扱品目の部類は、規則で定める期間は、なお、旧条例において定められている次に掲げる取扱品目の部類とし、その取扱品目は、それぞれこの部類ごとに次に掲げる物品とする。

（略）

大田市場

つけ物部

つけ物

豊洲市場

つけ物部

鳥肉及び鳥卵並びにこれらの加工品

4 （略）

第六条から第八条まで （略）

（卸売業者の数）

第九条 卸売業者の数の最高限度は、市場及び取扱品目の部類ごとに

次のとおりとする。

(削除)

豊島市場

青果部 一

淀橋市場から口西市場まで

(現行のとおり)

大田市場

水産物部 二

青果部 三

花き部 二

つけ物部 一

豊洲市場

水産物部 七

青果部 十

つけ物部 一

鳥卵部 一

第十条 (現行のとおり)

(保証金の額)

第十一条 卸売業者の預託すべき保証金の額は、次に掲げる金額の範囲内で、規則で定める。

(削除)

次のとおりとする。

豊島市場

水産物部 七

青果部 一

つけ物部 一

鳥卵部 一

豊島市場

青果部 一

淀橋市場から口西市場まで

(略)

大田市場

水産物部 二

青果部 三

花き部 二

つけ物部 一

豊洲市場

水産物部 七

青果部 十

つけ物部 一

鳥卵部 一

第十条 (略)

(保証金の額)

第十一条 卸売業者の預託すべき保証金の額は、次に掲げる金額の範囲内で、規則で定める。

豊島市場

水産物部 百二十万円以上二千四百万円以下

青果部 百二十万円以上千六百万円以下

つけ物部 百二十万円以上四百万円以下

豊島市場

青果部 百二十万円以上千六百万円以下

淀橋市場から口西市場まで (現行のとおり)

大田市場

水産物部 百二十万円以上二千四百万円以下

青果部 百二十万円以上千六百万円以下

花き部 百二十万円以上千二百万円以下

つけ物部 百二十万円以上四百万円以下

豊洲市場

水産物部 百二十万円以上二千四百万円以下

青果部 百二十万円以上千六百万円以下

つけ物部 百二十万円以上四百万円以下

鳥卵部 百二十万円以上四百万円以下

2 (現行のとおり)

第十二条から第二十二條まで (現行のとおり)

第二節 仲卸業者

(仲卸業者の数)

第二十三條 仲卸業者の数の最高限度は、市場及び取扱品目の部類ごとに次のとおりとする。

(削除)

豊島市場

青果部

淀橋市場から口西市場まで

大田市場

(現行のとおり)

三十二

鳥卵部

百二十万円以上四百万円以下

豊島市場

青果部 百二十万円以上千六百万円以下

淀橋市場から口西市場まで (略)

大田市場

(略)

2 (略)

第十二条から第二十二條まで (略)

第二節 仲卸業者

(仲卸業者の数)

第二十三條 仲卸業者の数の最高限度は、市場及び取扱品目の部類ごとに次のとおりとする。

鮎地市場

水産物部

八百七十六

青果部

百十五

豊島市場

青果部

淀橋市場から口西市場まで

大田市場

(略)

三十二

水産物部	七十九
青果部	百九十七
花き部	二十
製洲市場	
水産物部	八百七十六
青果部	百十五

第二十四条から第七十九条まで (現行のとおり)

(仕切り及び送金)

第八十条 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、委託者に対してその卸売をした日の翌日までに、当該卸売をした物品の品名、等級、単価(販売価格の単価とする。以下この条において同じ。)、数量、単価に数量を乗じて得た額の合計額及びその合計額に規則で定める率を乗じて得た額(当該委託者の責めに帰すべき理由により第八十六条ただし書の規定により卸売代金の変更をした物品については、当該変更に係る品名、等級、単価、数量、単価に数量を乗じて得た額の合計額及びその合計額に規則で定める率を乗じて得た額)を乗じて得た額(控除すべき委託手数料及び当該卸売に係る費用のうち委託者の負担となる費用の項目及び金額(消費税額及び地方消費税額に相当する額を含む額とする。))並びに差引仕切金額(以下「売買仕切金」という。))を正確に記載した売買仕切書並びに売買仕切金を送付しなければならない。ただし、受託契約約款で特別の定めをした場合は、この限りでない。

2 (現行のとおり)

3 食肉部の卸売業者は、家畜を解体し、枝肉として卸売をしたときは、第一項の規定による売買仕切書には、枝肉に係る事項のほか原皮、内臓その他の副産物の販売価格及びその合計額に規則で定める率を乗じて得た額を記載しなければならない。

水産物部	七十九
青果部	百九十七
花き部	二十

第二十四条から第七十九条まで (略)

(仕切り及び送金)

第八十条 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、委託者に対してその卸売をした日の翌日までに、当該卸売をした物品の品名、等級、単価(販売価格の単価とする。以下この条において同じ。)、数量、単価に数量を乗じて得た額の合計額及びその合計額の百分の八に相当する額(当該委託者の責めに帰すべき理由により第八十六条ただし書の規定により卸売代金の変更をした物品については、当該変更に係る品名、等級、単価、数量、単価に数量を乗じて得た額の合計額及びその合計額の百分の八に相当する額)を乗じて得た額(控除すべき委託手数料及び当該卸売に係る費用のうち委託者の負担となる費用の項目及び金額(消費税額及び地方消費税額に相当する額を含む額とする。))並びに差引仕切金額(以下「売買仕切金」という。))を正確に記載した売買仕切書並びに売買仕切金を送付しなければならない。ただし、受託契約約款で特別の定めをした場合は、この限りでない。

2 (略)

3 食肉部の卸売業者は、家畜を解体し、枝肉として卸売をしたときは、第一項の規定による売買仕切書には、枝肉に係る事項のほか原皮、内臓その他の副産物の販売価格及びその合計額の百分の八に相当する額を記載しなければならない。

第八十一条から第一百一条の二まで (現行のとおり)

(改善措置命令)

第百二条 (現行のとおり)

2から6まで (現行のとおり)

7 知事は、第二項ただし書に規定する基準を定めたときは、これを告示しなければならない。これを変更し、又は廃止したときも同様とする。

第百三条から第百二十四条まで (現行のとおり)

別表第一から別表第三まで (現行のとおり)

別表第四 (第九十四条関係)

種別	食肉市場以外の市場
卸売業者売場使用料	卸売金額(販売価格に数量を乗じて得た額に百分の百八を乗じて得た額とする。以下同じ。)の千分の四及び次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 一 低溫売場 一月一平方メートルにつき 六百九十五円 二 一以外の売場 一月一平方メートルにつき 五百五十円
仲卸業者売場使用料	(現行のとおり)
関連事業者営業所使用料から集会所使用料まで	(現行のとおり)
荷さばき場使用料	(現行のとおり)

第八十一条から第一百一条の二まで (略)

(改善措置命令)

第百二条 (略)

2から6まで (略)

7 知事は、第二項ただし書に規定する基準を定めたときは、これを告示しなければならない。これを変更し、又は廃止したときも同様とする。

第百三条から第百二十四条まで (略)

別表第一から別表第三まで (略)

別表第四 (第九十四条関係)

種別	食肉市場以外の市場
卸売業者売場使用料	卸売金額(販売価格に数量を乗じて得た額に百分の百八を乗じて得た額とする。以下同じ。)の千分の四及び一月一平方メートルにつき 五百五十円
仲卸業者売場使用料からその他施設使用料まで	(略)

別表第五 (現行のとおり)

低温荷さほき場 使用料	一月一平方メートルにつき 六百九十五円
作業所使用料	(現行のとおり)
低温作業所使用 料	一月一平方メートルにつき 千四百九十五円
バナナ発酵室使 用料からその他 施設使用料まで	(現行のとおり)

別表第五 (略)

改正案

現行

目次 (現行のとおり)

第一条及び第二条 (現行のとおり)

(条例第二条第十一項に規定する規則で定める率)

第二条の二 条例第二条第十一項に規定する規則で定める率は、百

分の八とする。

(市場の面積)

第二条の三 (現行のとおり)

名 称	面積 (平方メートル)
東京都中央卸売市場 豊島市場 (以下「豊 島市場」という。)	(現行のとおり)
東京都中央卸売市場 淀橋市場 (以下「淀 橋市場」という。)か ら東京都中央卸売市 場口西市場 (以下「口 西市場」という。)ま で	(現行のとおり)
東京都中央卸売市場 大田市場 (以下「大 田市場」という。)	(現行のとおり)
[Redacted]	[Redacted]

第三条から第二十三条まで

(現行のとおり)

目次 (略)

第一条及び第二条 (略)

(市場の面積)

第二条の二 (略)

名 称	面積 (平方メートル)
[Redacted]	[Redacted]
東京都中央卸売市場 豊島市場 (以下「豊 島市場」という。)	(略)
東京都中央卸売市場 淀橋市場 (以下「淀 橋市場」という。)か ら東京都中央卸売市 場口西市場 (以下「口 西市場」という。)ま で	(略)
東京都中央卸売市場 大田市場 (以下「大 田市場」という。)	(略)

第三条から第二十三条まで

(略)

(流通補充業務、物販・飲食業務及び加工・サービス業務の種類と  
その数)

第二十四条 (現行のとおり)

(削除)

豊島市場

- 一 流通補充業務 零
- 二 物販・飲食業務 八
- 用品販売業 一
- 関連食料品等販売業 四
- その他販売業 一
- 飲食業 二
- 三 加工・サービス業務 二

(流通補充業務、物販・飲食業務及び加工・サービス業務の種類と  
その数)

第二十四条 (略)

豊島市場

- 一 流通補充業務 百二十六
  - 二 物販・飲食業務 三十七
  - 用品販売業 三十七
  - 関連食料品等販売業 四十五
  - その他販売業 五
  - 飲食業 三十九
  - 三 加工・サービス業務 二十九
  - 取扱物品加工業 十二
  - サービス提供業 十七
- 豊島市場
- 一 流通補充業務 零
  - 二 物販・飲食業務 八
  - 用品販売業 一
  - 関連食料品等販売業 四
  - その他販売業 一
  - 飲食業 二
  - 三 加工・サービス業務 二

サービス提供業	二
淀橋市場及び足立市場 (現行のとおり)	
食肉市場	
一及び二 (現行のとおり)	
三 加工・サービス業務	五
取扱物品加工業 (現行のとおり)	
サービス提供業	二
板橋市場から口西市場まで (現行のとおり)	
大田市場	
一 流通補充業務	十
運送業	十
二 物販・飲食業務	八十六
用品販売業	十九
関連食料品等販売業	三十六
その他販売業	六
飲食業	二十五
三 加工・サービス業務	八
取扱物品加工業	一
サービス提供業	七
豊洲市場	
一 流通補充業務	二十二
買荷保管業	四
運送業	十五
冷蔵庫業	三

サービス提供業	二
淀橋市場及び足立市場 (略)	
食肉市場	
一及び二 (略)	
三 加工・サービス業務	四
取扱物品加工業 (略)	
サービス提供業	一
板橋市場から口西市場まで (略)	
大田市場	
一 流通補充業務	十
運送業	十
二 物販・飲食業務	八十六
用品販売業	十九
関連食料品等販売業	三十六
その他販売業	六
飲食業	二十五
三 加工・サービス業務	八
取扱物品加工業	一
サービス提供業	七

二、物販・飲食業務

用品販売業

関連食料品等販売業

その他販売業

飲食業

三、加工・サービス業務

取扱物品加工業

サービス提供業

第二十五条から第六十一条まで (現行のとおり)

(売買仕切書)

第六十二条 (現行のとおり)

2) 条例第八十条第一項及び第三項に規定する規則で定める率は、

百分の八とする。

第六十三条から第九十七条まで (現行のとおり)

別表第一から別表第三まで (現行のとおり)

別表第四(第三十六条、第四十三条の三関係)

百二十六

三十七

四十五

五

三十九

二十九

十二

十七

水産物部	取扱品目の部類	市場	第一号(条例第四十七条第一号の物品)	第二号(同項第二号の物品)	第三号(同項第三号の物品)
	大田市場 足立市場	瀬川市場	(現行のとおり)		
			(現行のとおり)		

第二十五条から第六十一条まで (略)

(売買仕切書)

第六十二条 (略)

第六十三条から第九十七条まで (略)

別表第一から別表第三まで (略)

別表第四(第三十六条、第四十三条の三関係)

水産物部	取扱品目の部類	市場	第一号(条例第四十七条第一号の物品)	第二号(同項第二号の物品)	第三号(同項第三号の物品)
	大田市場 足立市場	瀬川市場	(略)		
			(略)		

食肉部及 び花き部	青果部	大田市場 豊島市場 淀橋市場 板橋市場 世田谷市場 北足立市場 多摩ニュー タウン市場 口西市場	(現行のとおり)
			(現行のとおり)
別表第五(第七十一条、第七十三条、第七十五条関係)			
食肉部及 び花き部	種別	卸売業者売場使用料	食肉市場以外の市場
			(現行のとおり)
卸売業者売場使用料	種別	仲卸業者売場使用料から荷さ ばき場使用料まで	低溫売場
			一月一平方メートルにつき 六百九十五円
仲卸業者売場使用料から荷さ ばき場使用料まで	種別	作業所使用料	一月一平方メートルにつき 五百五十円
			(現行のとおり)
低溫荷さばき場使用料	種別	作業所使用料	一月一平方メートルにつき 六百九十五円
			(現行のとおり)
作業所使用料	種別	作業所使用料	(現行のとおり)
			(現行のとおり)

食肉部及 び花き部	青果部	大田市場 豊島市場 淀橋市場 板橋市場 世田谷市場 北足立市場 多摩ニュー タウン市場 口西市場	(略)
			(略)
別表第五(第七十一条、第七十三条、第七十五条関係)			
食肉部及 び花き部	種別	卸売業者売場使用料	食肉市場以外の市場
			(略)
卸売業者売場使用料	種別	仲卸業者売場使用料から荷さ ばき場使用料まで	卸売業者売場
			一月一平方メートルにつき 五百五十円
仲卸業者売場使用料から荷さ ばき場使用料まで	種別	作業所使用料	(略)
			(略)
作業所使用料	種別	作業所使用料	(略)
			(略)
バナナ発酵室使用料からその 他施設使用料まで	種別	作業所使用料	(略)
			(略)

低温作業所使用料	一月一平方メートルにつき 千四百九十五円
バナナ栽培温室使用料からその他施設使用料まで	(現行のとおり)

備考 (現行のとおり)

別表第六から別表第九まで (現行のとおり)

別表第十(第八十七条関係)

大田市場から計まで	大田市場から計まで	大田市場から計まで	大田市場から計まで	区分	市場別	運	管	協	議	会
				市場別						

(現行のとおり)

別表第十一(第九十一条関係)

大田市場から計まで	大田市場から計まで	大田市場から計まで	大田市場から計まで	区分	市場別	取引委員会
				市場別		

(現行のとおり)

(現行のとおり)

備考 (略)

別表第六から別表第九まで (略)

別表第十(第八十七条関係)

大田市場から計まで	大田市場から計まで	大田市場から計まで	大田市場から計まで	区分	市場別	運	管	協	議	会
				市場別						

(略)

別表第十一(第九十一条関係)

大田市場から計まで	大田市場から計まで	大田市場から計まで	大田市場から計まで	区分	市場別	取引委員会
				市場別		

(略)

(略)

別記第一号様式から第五十九号様式まで

(現行のとおり)

別記第一号様式から第五十九号様式まで

(略)

平成十九年十一月二十七日受領  
答弁第二四〇号

内閣衆質一六八第二四〇号

平成十九年十一月二十七日

内閣総理大臣 福田康夫

衆議院議長 河野洋平殿

衆議院議員笠井亮君提出築地市場移転問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員笠井亮君提出築地市場移転問題に関する質問に対する答弁書

一について

東京都中央卸売市場築地市場（以下「築地市場」という。）の移転の問題については、食品流通の重要な基盤である卸売市場の問題であることから、農林水産省より、築地市場の移転を計画している東京都に  
対し、食の安全性や信頼が確保されるよう科学的見地に基づき万全の対策を講じるとともに、消費者等に  
対して対策の内容等について十分な説明を行い、その理解を得るよう求めているところである。

二の1について

一般に、有害物質による土壌や地下水の汚染が明らかになっている土地の安全性に関する研究や検討に  
ついては、土壌汚染対策に関する審議を行うために開催された中央環境審議会等において行われてきてい  
る。しかしながら、御指摘の「中央卸売市場など食品関連施設を開設する際の安全性」について国が研究  
や検討を行ったことは、確認した限りにおいては、なかった。

中央卸売市場の位置を変更する場合には、卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第十一条第一項  
の規定に基づき、中央卸売市場の開設者である地方公共団体が業務規程の変更について農林水産大臣の認

可を受けることとされているが、その認可の基準については、同条第三項で準用される同法第十条第三号においてその業務規程の内容が法令に違反しないこととされている。また、同法第四条第一項に基づき農林水産大臣が定める卸売市場整備基本方針においては、卸売市場の立地に関し、特に留意すべき事項の一つとして、生鮮食料品等の衛生上適切な環境にある地域であることが掲げられている。

## 二の二について

築地市場の移転を計画している東京都は、本年五月十九日に、東京都が豊洲地区に新設を予定している市場（以下「豊洲新市場」という。）で取り扱われる生鮮食料品等の安全・安心を確保する観点から、「豊洲新市場予定地における土壤汚染対策等に関する専門家会議」（以下「土壤汚染対策専門家会議」という。）を設置し、これまでに五回の会議を開催し、移転予定地における汚染状況の詳細な調査を実施することとしている。したがって、今後、築地市場の移転に係る農林水産大臣の認可の申請が東京都からあった場合には、土壤汚染対策専門家会議の議論や対策の内容等を踏まえて適切に判断していきたいと考えている。

## 二の三について

築地市場の移転の問題については、食品流通の重要な基盤である卸売市場の問題であることから、築地市場の移転を計画している東京都に対し、食の安全性や信頼が確保されるよう科学的見地に基づき万全の対策を講じるとともに、消費者等に対して対策の内容等について十分な説明を行い、その理解を得るよう求めているところである。

本年五月十九日に、東京都は、豊洲新市場で取り扱われる生鮮食料品等の安全・安心を確保する観点から、土壌汚染対策専門家会議を設置し、土壌汚染対策について専門家の意見を聴いているところである。

## 二の4について

東京都が平成十八年に策定した「液状化危険度マップ」によれば、移転予定地は、部分的には「液状化が発生しやすい地域」が含まれているが、全体的には「液状化の発生が少ない地域」に分類されている。

また、築地市場の移転予定地における液状化対策については、東京都から、地盤改良工事、アスファルト舗装、建築物の基礎的なくいの打ち込み等の対策を講ずる予定と聞いており、今後とも十分な対策を講じるよう東京都に求めている。

## 二の5について

築地市場の移転予定地に係る土壤汚染対策については、自治体として環境施策を担い、かつ、市場の開  
設者でもある東京都が責任をもつて行うものと認識している。

東京都は、土壤汚染対策専門家会議を開催し、土壤汚染の状況の詳細な調査や対策の内容の検討を行っ  
ているところである。

## 二の六について

御指摘のような要望が出されていることは承知しているが、土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三  
号）の施行前に使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地につい  
ては、有害物質使用特定施設に関する情報が残されておらず、土壤汚染状況調査の対象とすべき土地を特  
定できない場合や、当該土地の利用状況により調査の実施が困難な場合があるものと考えている。

## 二の七について

クロスチェックや追試の有効性については、その対象となる個々の調査・解析の目的や内容に応じて異  
なるものと考えている。

## 二の八について

土壤汚染対策法に基づく土壤汚染状況調査については、土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）及び同令に基づく告示により、その実施方法を具体的に定めるとともに、第三者機関である同法に基づく指定調査機関に調査させることを義務付けているところであり、更に別の者による調査を義務付ける必要はないと考えている。

### 三の1について

政府としても、中央卸売市場の移転や運営について、市場関係者や消費者の理解等を得ることは重要であると認識している。このような観点から、農林水産省より、築地市場の移転を計画している東京都に対し、食の安全性や信頼が確保されるよう科学的見地に基づき万全の対策を講じるとともに、消費者等に対して対策の内容等について十分な説明を行い、その理解を得るよう求めているところである。

### 三の2について

## 四について

築地市場の移転の問題については、食品流通の重要な基盤である卸売市場の問題であることから、東京都に対し、食の安全性や信頼が確保されるよう科学的見地に基づく万全の対策を講じるとともに、消費者等に対して対策の内容等について十分な説明を行い、その理解を得るよう求めているところである。

本年五月十九日に、東京都は、豊洲新市場で取り扱われる生鮮食料品等の安全・安心を確保する観点から、土壌汚染対策専門家会議を設置し、土壌汚染対策について専門家の意見を公開の場で聞くとともに、会議終了後において、専門委員と傍聴者との質疑応答を行っている。また、これらの内容や会議資料は、東京都のホームページ上で公開されているところである。

240

平成十九年十一月十九日提出  
質問第二四〇号

築地市場移転問題に関する質問主意書

提出者  
笠井  
亮

して集会・行動が行われ私も参加したが、そのあと関係行政機関に対し改めて要望が出されている。この問題について国としてどう考えているか。

7 科学の世界ではさまざまな事象の調査・解析にあたって、当事者がそれにあたるとともに、結果の科学性をより確かなものとするために、他者が同じ問題について調査・解析を行い、それらと比較・検討する「クロスチェック」や「追試」などの方法が広く用いられており、行政機関などでも取り入れられている。こうした「クロスチェック」や「追試」などの手法の有効性について国はどうか認識しているか。

8 土壌汚染対策法は土壌汚染状況調査について、土地の所有者等事業者の責任で実施することとしているが、第三者機関による調査・チェック等の仕組みを検討すべきではないか。

三 第三に市場関係者との合意形成や、消費者・都民の理解に関して聞くが、移転について市場関係者の中に強い反対があることは先に示した意向調査やアンケートの結果でも明らかである。

1 一般に中央卸売市場の円滑で健全な運営と発展にとって、市場関係者、消費者、国民の理解や納得、合意を得ることはきわめて肝要な問題であり、市場の移転という問題についてはなおさらである。市場

関係者との合意形成の重要性について東京都自身、「築地市場の移転には、業界団体との合意形成が重要であると認識しております」（二〇〇七年二月二十六日都議会予算特別委員会での比留間英人東京都中央卸売市場長の答弁）としている。市場の移転を含め中央卸売市場の運営や発展にとって、市場関係者や消費者、国民の理解や納得、合意を得ることの重要性について国はどう認識しているか。

② 中央卸売市場の業務規程を変更する場合には卸売市場法第十一条で農林水産大臣の認可が必要で、そのための要件も定められている。また廃止する場合は同法第十四条で「開設者は、中央卸売市場を廃止しようとするときは、農林水産大臣の認可を受けなければならない。2 農林水産大臣は、中央卸売市場の廃止によって一般消費者及び関係事業者の利益が害されるおそれがないと認めるときでなければ、前項の許可をしてはならない。」とされている。

市場関係者の移転反対の理由として東京都は「移転反対の内容といたしましては、豊洲新市場予定地には東京ガスが操業していたところの土壌汚染があり、安全性に不安がある、新市場に希望どおり移転できるのか、使用料を初めとして、新市場での経営上の負担がどうなるかなど、事業継続に対する懸念がある、長年にわたる築地市場での商売を通して、築地ブランドを自分たちの手で築き上げてきたことへ

の愛着があるなどが主なものであると認識をしております。」(二〇〇七年二月二十六日都議会予算特別委員会での比留間英人東京都中央卸売市場長の答弁)とのべている。移転を強行すれば「関係事業者の利益が害されるおそれ」があることは東京都のこの認識によつても明らかである。

築地市場の移転・廃止については「一般消費者及び関係事業者の利益が害されるおそれがない」と真に認められるときでなければ許可の要件を満たさないと思うがどうか。

四 築地市場は我が国最大の中央卸売市場であり、そのあり方は国民・都民の消費生活や、市場関係者や労働者の暮らしと営業、地域経済等に深くかかわり、影響は甚大である。土壌汚染が明らかとなっている豊洲地区への移転については国民の批判・関心も高い。この際、移転計画を凍結し、関係大臣が現地に出向き関係者の意見を直接聞くことや国として公聴会を行うなど国民・都民の意見を広く聞くべきではないか。右質問する。